

各市町村長（農政担当課扱い）
各市町村農業委員会会長
（一社）花巻農業振興公社理事長
各土地改良区理事長

） 様

公益社団法人岩手県農業公社理事長

農地中間管理事業「令和 6 年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期」について日頃より、農地中間管理事業の円滑な推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強化促進法等改正を受け、これまでの市町村長公告による農用地利用集積計画が廃止となり、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合一本化されるほか、平成 26 年度事業導入に伴う契約更新等も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しです。

つきましては、こうした状況を背景に、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受を安全に行っていくため、下記の通り、令和 6 年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期を 1 か月前倒しますので、御理解・御協力をお願いするとともに、地域計画座談会等で農業者様に周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、賃借料の徴収日（毎年 11 月 30 日）、支払日（毎年 12 月 20 日）の変更はございません。

記

1 農地中間管理事業「令和 6 年度以降における当該年度賃借料収受の対象とする公告契約期」

現行（令和 5 年度まで）	変更後（令和 6 年度以降）
毎年「8 月末まで」の公告契約（変更・解約等を含む）	毎年「7 月末まで」の公告契約（変更・解約等を含む） ※現行より 1 か月前倒し

留意：対象契約は農地中間管理事業の「借入」「貸付」、農地売買等支援事業の「一時貸付」。

2 変更する理由

農業経営基盤強化促進法等改正に基づく農用地利用集積計画の廃止、もって農地バンクの農用地利用集積等促進計画への統合一本化及び契約更新も重なり、今後の賃貸借契約等が大幅増加する見通しにあり、紙ベースの契約書類を正しく金融システムにデータ移行させ、賃借料収受事務を安全に行っていくため。

3 参考

全国的に農中間管理事業の実績が大きい北海道・東北各県でも岩手県同様に前倒しの準備中にあり、既に宮城県は 6 月末まで、山形県は 7 月末までの公告契約を当該年度賃借料収受の対象としています。

担当：農地中間管理部

佐藤（課長）、奥寺（副部長）、小野（部長）

TEL 019-601-8236